

三鷹市障がい福祉サービス事業所等職員永年勤続表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三鷹市内に所在する障がい福祉サービス事業所等において、永年にわたり障がいのある方への支援業務に精励した職員を表彰することにより、当該職員を慰労するとともに、他の障がい福祉サービス事業所等職員の勤労意欲を高め、もって障がい福祉サービス事業所等職員の定着を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「障がい福祉サービス事業所等」とは、三鷹市内に所在する別表に掲げる障がい福祉サービス等を提供する事業所等をいう。

(対象者)

第3条 表彰の対象となる者は、次条の基準日において、次の各号に掲げる要件を全て満たす者のうち、当該障がい福祉サービス事業所等の長が推薦するものとする。

- (1) 障がい福祉サービス事業所等で直接支援若しくは相談支援の業務に従事する者（ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員、相談支援専門員等）、サービス提供責任者、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者
- (2) 障がい福祉サービス事業所等に勤務した期間が、通算して5年、10年又は20年となる者
- (3) 障がい福祉サービス事業所等を運営する法人に直接雇用されている者

(基準日)

第4条 基準日は、毎年9月1日とする。

(推薦方法)

第5条 障がい福祉サービス事業所等の長は、第3条に規定する要件に該当する者があるときは、三鷹市障がい福祉サービス事業所等職員永年勤続表彰者推薦書（様式）により、市長に推薦するものとする。

(被表彰者の決定)

第6条 市長は、前条の規定による推薦に基づき、被表彰者を決定するものとする。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、次のとおり行う。

- (1) 勤務した期間が、通算して5年となる者については、表彰状を授与する。
- (2) 勤務した期間が、通算して10年又は20年となる者については、表彰状と記念品を授与する。

(庶務)

第8条 表彰に係る庶務は、健康福祉部障がい者支援課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月4日から施行する。

別表（第2条関係）

	障がい福祉サービス等の種別	根拠法令等
1	障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 1 項
2	障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 11 項
3	相談支援	障害者総合支援法第 5 条第 18 項
4	障害児通所支援	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 1 項
5	障害児相談支援	児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 6 項
6	三鷹市障がい者移動支援事業	三鷹市障がい者等移動支援事業実施要綱（平成 19 年 2 月 9 日施行）
7	三鷹市障がい者日中一時支援事業	三鷹市障がい者等日中一時支援事業実施要綱（平成 19 年 2 月 27 日施行）
8	三鷹市地域活動支援センター	三鷹市地域活動支援センター事業実施要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）
9	三鷹市障がい者就労支援センター	三鷹市障がい者就労支援事業実施要綱（平成 18 年 12 月 1 日施行）
10	三鷹市障がい者相談支援センター	三鷹市障がい者相談支援事業運営要綱（平成 18 年 10 月 1 日施行）